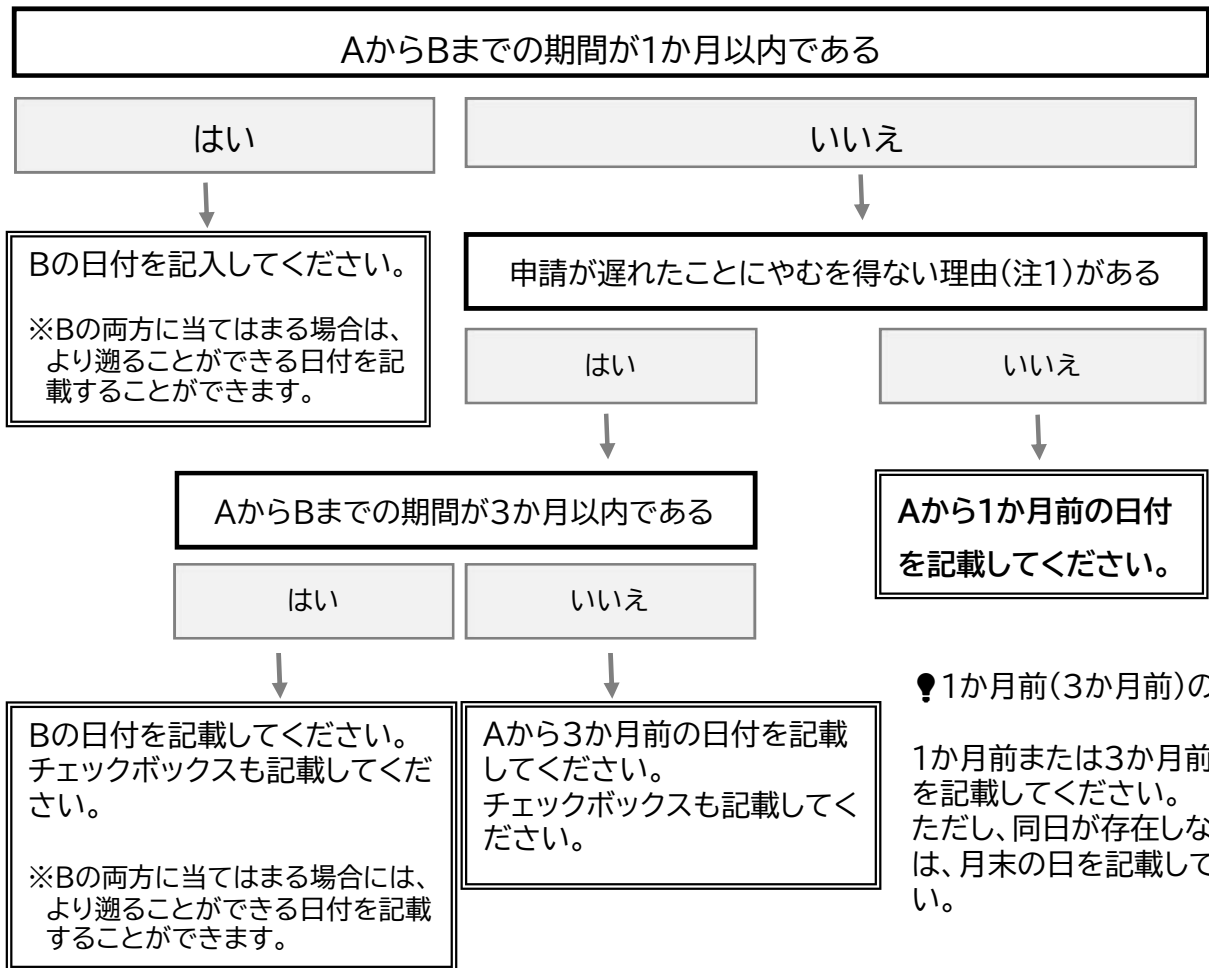


▶▶STEP3. STEP2で記入したA、Bの日付を下図にあてはめ、医療費助成を開始することが適当と考えられる日付を確認し申請書に記入してください



💡1か月前(3か月前)の考え方

1か月前または3か月前の同日を記載してください。ただし、同日が存在しない場合は、月末の日を記載してください。

注1 申請が遅れたことのやむを得ない理由の例

以下を参考に申請書のチェックボックスを記載してください。証明書類等の提出は不要です。

□臨床調査個人票の受領に時間を要したため

○「診断がついた」あと「臨床調査個人票の受領まで」に申請者の責めに帰さない理由により時間を要した
診断後1か月以内に臨床調査個人票を受領した場合でも、残りの期間が少なく1か月以内に申請することが難しい場合も含む

×「診断がつく」までに時間を要した

□症状の悪化等により、申請書類の準備や提出に時間を要したため

○成年患者本人や申請者である保護者が、体調面の理由により準備に時間を要した
○成年患者本人や申請者である保護者が、自分以外の家族等の看護や介護におわれていた
※体調面の原因は、申請する疾病に限らない(認知機能高齢による身体機能の低下も含む)
※代理人の有無やその代理人による申請の可否は考慮しない

□大規模災害に被災したこと等により、申請書類の提出に時間を要したため

○地震、豪雨、豪雪、津波等に被災したことにより準備に時間を要した
○感染症により行動制限が必要である

□その他

○臨床調査個人票を受領後、DV被害を受け(一時保護を受ける等)、申請手続のために直ちに動けなかった
○離島患者において、医療機関が遠隔地(島外)にあり、臨床調査個人票を受領後、治療のため帰島することができず、申請書類の準備や提出に時間を要したため等

×仕事、育児、失念、身内の不幸、転居等は想定していません。